

日栄発 第 19-481-1 号  
2020 年 3 月 6 日

各都道府県栄養士会会長 様

公益社団法人 日本栄養士会  
会 長 中 村 丁 次  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応による認定事業の特例について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、2月26日に安倍総理より要請のあった感染拡大防止の対応を受け、本会主催の食事療法学会をはじめとする各研修会の中止、また各都道府県栄養士会等においても3月中の研修会開催の見送りを決断されているところかと存じます。そのため、各認定事業の申請として見込んでいた要件に一部達しない会員が生じることが予想されます。

そこで、本会が主催する認定事業について、下記のとおり特例を設けることといたしました。会員へは、本会ホームページで周知することとしておりますが、貴会会員への周知につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 特例対象とする認定事業

第5回（2020年度）認定管理栄養士・認定栄養士の認定審査に係る申請

#### 2. 提出書類

各該当要件について、必要書類のコピーを申請書類に添えて提出してください。

##### 1) 生涯教育単位の取得として見込んでいた場合

- ①中止または延期となった研修会の参加申込したことがわかる書類（受講票や領収書等）
- ②研修会受講による取得単位数がわかる書類（研修概要や案内等）

##### 2) 学会発表要件として見込んでいた場合

予定していた学会の抄録の該当ページもしくは発表決定通知等

##### 3) 学会参加として見込んでいた場合

学会参加申込受付が確認できる書類（受付メール等）

#### 3. 特例申請する会員への事後提出のお願い

特例として申請した要件は、正式な実績となるよう取り組んでいただき、後日申請に必要な書類を整え、申請した所属栄養士会へ提出ください。認定審査は進めますが、不足内容をすべて確認後に認定の判定となります。